

米子市告示第 80 号

登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー
消費性能適合性判定の実施について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 8 条の規定により公示する。

平成 29 年 4 月 3 日

米子市長 野坂 康夫

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 3 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の開始の日

平成 29 年 4 月 3 日